

在留邦人の皆様へ

2009年3月18日

在デュッセルドルフ日本国総領事館

### 旅券発給を申請される場合の特段の留意事項について

当館にて行っている領事窓口事務につきましては、日頃から皆様方のご理解を頂戴しており、厚く感謝申し上げます。

さて、旅券発給の一般的な流れにつきましては、当館ホームページの領事関連情報に掲載しているとおりにしておりますが、このうち、申請時にしばしばお受けするご質問やご注意願いたい特段の留意事項について取りまとめましたので、ご参考にしていただければ幸いです。

#### 1. 旅券の切替時期

旅券は、原則として残存有効期間が1年未満になってから申請可能です。

ただし、IC旅券ではない旅券（冊子中央にICチップの入っていない旅券）からIC旅券への切替、または査証欄に余白がない場合は、1年以上の残存有効期間があっても更新の申請が可能です。

#### 2. 申請及び受領の方法

郵送による旅券の申請及び受領はできません。原則として、申請時及び受領時の2回ご来館いただく必要があります。遠隔地にお住まいの方、ご多忙な皆様におかれましてはご不便をお掛けいたしますが、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### 3. 旅券の写真

6か月以内に撮影された写真（35mm×45mm）1枚をご用意ください。

白黒、カラーいずれも可。無背景で影がなく、無帽で正面を向いたもの。ドイツ滞在許可証用の写真とはサイズが違いますのでご注意ください。また、顔の大きさに制限がありますので、詳細は[http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic\\_photo.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html)をご参照願います。

※ 旧旅券と同じ写真や旅券に貼付された滞在許可（6か月以上前の交付日）と同じ写真をお持ちになった場合は、再度写真を持参又は郵送していただくこととなりますので、くれぐれもご注意ください。

#### 4. 旅券のお預かり

申請中は旧旅券を当館にてお預かりすることになります。旅券のコピーが必要な方は、ご来館前に忘れずにコピー願います。また、この間は、ドイツ国外への旅行、出張等ができませんのでご注意ください。

## 5. 新規旅券の受領時期（査証欄増補、記載事項変更は除く）

申請の翌日から数えて4開館日以降に受領可能です。受領の際には必ず「申請者本人」（乳幼児の場合もご本人をお連れ願います）が窓口にお越し願います。

※ 上記1. の通り、旅券の切替は1年前から可能です。急なご使用にも対応できるよう、旅券の残存期間をご確認の上、余裕を持って切替えされることをお勧めいたします。

## 6. ドイツ滞在許可証

申請時にお預かりした旧旅券は、V o i d（穴を開けた）後お返し致します。新旅券と一緒にをお持ち帰りいただき、お住まいの地区の外国人局で新旅券への滞在許可証の張替え、延長申請等、必要な手続をお済ませ願います。

## 7. ドイツ国外で旅券をなくされた場合

最近、近隣諸国において旅券をなくされた方が、旅券の再発給を受けないまま国境を越えて当地へ戻ってきたり訪れたりしているケースが散見されます。旅券を持たないまま国境を越えた場合、それが現地当局等に発覚すれば身柄を拘束される可能性がありますので絶対になさらないようお願い申し上げます。

なくされてしまった場合は、当該国にある日本国大使館・総領事館に連絡し、再発給手続についてご相談願います。

## 8. 生後間もないお子様の旅券新規発給に当たって

当地でお生まれになって間もないお子様の旅券新規作成のためには、日本の戸籍にお子様を登載した上で、旅券申請時に当該戸籍の謄（抄）本をご提出いただく必要があります。なお、戸籍にお子様が発載されるまでには、当館へ出生のお届をいただいてから概ね4～6週間要するとお考え願います（直接、郵送にて日本の市区町村戸籍係へ提出することも可能であり、この場合は登載までの時間も短縮できるようですが、詳細は提出先の戸籍係へお尋ねください）。

やむを得ない事情があつて早期に旅券が必要であるにもかかわらず、旅券申請までの手続が間に合わないという場合は、できるだけ早めに当館へご相談願います。

（了）